21 直接国税犯則事件

()	起訴	事	件数》	及び:	有罪に係る人	、員、	金額												
								起			İ	訴		事			件			
	ı	区		分											有影	罪に1	系る人員及び	金額	区	分
						前年からの繰越未決	本 起	年の訳) 	計	有 罪	無罪	公訴権消	煮 未 決	懲役刑を科したれたも		割	金		
L													相 初	X	せられたもの の 人 員		人 員	金額		
	. دا		/8	TW	外	件 -	-	件-	-	件 -	件 ————————————————————————————————————	件 -	· / <u>*</u>	 	-	, 内	人(社) X	千円	+ + -	/8 14
阜	· 告	所	待	祝		2	2	()	11	9	-		- 2	2 7		X	113, 000		所 得 税
注	<u>.</u>	人		税	外					_	-	-		-		内	-		法	人税
12	`			196		11		14	ł	25	16	-		- (15		16			7 196
そ		の		他	外	-			1	-	-	-		-		内	X		そ(の 他
-(V)		TE		3	3	2	ł	7	5	-		- 2	2 5		Х	621,000		7) 1世
	合		Ē	÷+	外						-	-				内	11		合	計
						16		2		43				- 13	27		28	911, 600		П

調査期間:平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告	所 得 税	法	人税	そ	の他
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 238 条	件 外 - 7	第 159 条	外	脱 税 犯 規 定	件 外
第 243 条 (平成22 年度 改正前の 244条を含む。)	外 2	第 163 条 平成22 年度 改正前の 164条を含む。	外 16	両 罰 規 定	外 X
合 計	外 2 7	合 計	外 <u>16</u> 16	슴 計	外 X 5

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 - 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 核	食挙及	び処理	状況									, m 1/0 40				T			ı			
					ļ			酒移	Ź	TI .			揮発油税及び	·地方揮発油税			石油ガス税	T.				
区				分			年 者 酒 類 販 売 業 者	非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計		X	分	
要件	前编編	年 度 が がん	カュ	ら 永 済	外	 件 -			件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -		前年編組	度か	らの本	要件
要件 処 理数	検		<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	外	-		3	11	-	- 11	1	-	1		-	-	-	検		举	. 処 理数
	通	告	処		外	 1		7 13 8 3		,	21 11	1	-	1		- -	-	-		告 奴		
処	<u></u>			主吏	外	1		3 13	20	-	20	1 –	-	1		- -	-	-		官更		. 処
理	告発	**************************************	17L 1	他	外	-			-	-	- -	- -	-	-		- -	-	-		の他	告 発	理
済	通	知		—— 分	外	-			-		-	-	-	-		- -	-	-		知 奴		· 済
件	不		告	 ——— 発	外	 -			-		-	- -	-	-		- -	- -	-	不	告	発	件
数	処		· 分	前	外	 -			-		-	-	-	-		- -	-	-	処	 分 诉 権		- 数
本 処 理	年		度	末	外.	-			-	-	-	_		_			_					
		ız	係	る額		千円	千円	千円 306	千円 306		千円 306	千円 1,956	- 千円 -	千円 1,956	千円 209	- 千円 -	- 千円 -	千円			こ に 使	
通罰	告 本	全 相	処 3 当	分	外	 - 360	710			/	850 3, 208	1,000 210	_	1, 000 210			_			告 科 金		

調査対象等:平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

⁽注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

² 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

				九 (杉			石 油	石 月	炭 税		たばこ税及びた	ばこ特別	J税		航 空 機	電源開発						
区					分		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分	印紙税	燃料税	促進税	合計		X	-	分	
					5	٨	件	14	‡ 件	件	件	件		件	件	件	件					
要件	前繰	年越	度が現	。 〕未	の 済	·			_	_	_					_		前繰	年 度越 処	か 理	ら 未 済	要件
処					5	1				_	_	_		_	_	_	12					- WL
理数	検				挙						_	_		_		_	22	検			挙	理数
					5	<u>ሉ</u>	_			_	-	_		_	_	_	12					
	通	1	告	処	分	•••	_			_	_	_		_	-	-	21	通	告	処	分	
処					5	ሉ	_			_	_	-		_	_		_					処
	쉳	# H	仅 税	官	吏		_			_	-	-		_	_	_	_	収利	说 官 吏		告	
理	多	ě -			5	<u>ላ</u>	-			_	_	-		_	_	_	-				発	理
Nation			₹ .	の	他		-			_	_	-		_	_	_	_	そ	の他			\.de
済	,×		知	処	分	ሉ	-			_	-	-		_	-	_	-	通	知		分	- 済
件	通	7	XII :	χū	77		-			_	-	-		-	-	_	-	乪	和	XL.	77	件
	不		告		発	小	_			_	-	-		_	_	_	_	不	1	告	発	
数	Ľ		Н .				-			_	-	-		-	-	_	-	Ċ				数
	処公	訴	分 権	Sale	前滅	<u>ሉ</u> 	-			_	-	-		-	-	_	-	処公	訴	分 権 i	前減	
	公	訮	惟	消		al				_	-	-		_	-	_	-	公	部 1	PÉ 7	∃ <i>(19</i>)×	
本 処 理	年里	: ±	度 済	件	末数数	小	-		- -	_	-	-		_	_	_	-	本処	年 理	未	度 斉 作	末
Z .	±.	<u></u>	仴	IT	奴		- -	-T-F			-	- -	4 m				1		- 生	Т	Я Г	下 奴
犯	則	(3	_ 1	系	る		千円	千月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		則	に	係	る
税		,-	,		る 額		_		_	_	-		_	_	_	-	2, 471				ν1.	る 額
通	. 告		処		分額	ሉ	-			_	-	-		_	_	_	1, 850	通	告		処	分額
罰利		金	相	当	額		-			_	-	-		-	-	-	3, 418	罰	科	金 ;	相当	首 額

調査対象等:平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

⁽注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

² 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

(2)	ᄱ	1/=/1		/授门 /八	νu																					
							酒	税		揮	発 油	税	石	油ガス	税	石	油石炭	税	た	ばこ	税					
	区			分		免 言 酒類等 製造者	午 者 酒類販 売業者	非免許者	#	ほ脱犯	秩序犯	H.	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	合 計		区	分	
要	前繰	年月越	度 か	らの未済	外	件 -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -	件 - -		前無越	度か履行	ら 未 済	要
要履行件	通	告	r 久	D. 分	外	- 1	8 6	3 13	11 20	1 1	<u> </u>	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12 21	通	告 処	□ 分	件
数			計		外	1	6	3 13	11 20	1	-	1		-	<u> </u>	-	-		_	-		12 21		計		数
	通に	告よ	不る	履 行告 発		-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通に	告 不 る	履 行告 発	
履行等	通公	訴	告 権	後 消 滅	外	-	-	- -	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_ _	-	-	通 公 1	告 権	後 消 滅	履行等
件数	通	告	i R	量 行	外:	1	8 6	3 13	11 20	1		1 1	- -		-		-				- -	12 21	涌	告 履	量 行	件数
			計		外	1	8 6	3 13	11 20	1 1	-	<u>1</u>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12 21		計		'
本履	年 行	<u>.</u> 未	度済	末件 数	外	-	-					-	-	-	-	-	-	-			-	-	本履行	年 亍 未	度 済 件	末数
通台	占 履	夏 行	罰	科 金額	外	千円 -	千円 716		千円 850	千円 1,000	千円 -	千円 1,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	手円 -	千円 -	千円 -	千円 -	1,850	通告	· 履 行	元 罰 和	斗 金
相		当		額	ĺ	360	1,693	1, 155	3, 208	210	-	210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3, 418	相	弄	á	額

調査期間:平成23年4月1日から平成24年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

		至(又 [] 孙)				5	色		許		į	者						非免許者			計			左の	計のう	ち
区		分		酒類製造者			雪母、もろみ製造			酒類卸売				酒類小売業											酒類に係る	
			件数			件数		_	件数	犯則数		税額		犯則数量		額(_	犯則数量		件数			_		犯則数量 和	
44-		44	件	Q	kg 千円	件	ℓ kg	千円	件	Q.	kg	千円	件	e l	kg	千円	件	e	kg 千円			kg	千円	件	e	千円
第	54	条	_	_					_	-	-	_	-	-	-	_	外1 1	2, 185	- 306	外1 1	2, 185	-	306	_	_	_
第	55	条	_	_		_			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
		F 1 項 号	_	_		_		_	外3 1	1, 329, 300	_	_	外1 2	222, 649	_	_	外2 12	299, 614		外6 15	1, 851, 563	_	_	_	_	_
第	" 2	号	_	_		_			_	_	-	_	_	_	_	_	_	_		_	_	-	_	_	_	_
第	" 3	号	_	_		_			_	_	-	_	_	_	_	_	_	_		_	_	-	_	_	_	_
第	" 4	号	_	_		_		_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
第	" 5	号	_	_		_		_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
第	" 6	号	_	_		_			_	_	-	_	_	_	_	_	_	_		_	_	-	_	_	_	_
第	" 7	号	_	-		_		_	-	-	-	_	_	-	_	_	_	_		_	-	-	_	_	-	_
第	58	条	1	_		_		_	外1 1	22, 174	_	_	外3 3	115, 642	_	_	_	_		外4 5		_	_	_	_	_
	58 22年度	条 :改正前)	_	_		_		_	-	_	-	_	_	-	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	_
	59 22年度	条 改正前)	_	_	_			_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
	60 22年度	条 改正前)	_	_				_	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
合		計	1	-				_	外4 2	1, 351, 474	-	_	外4 5	338, 291	_	_	外3 13	301, 799	- 306	外11 21	1, 991, 564	_	306	_	_	_
		判明 もの	_	_				_	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_

調査期間:平成23年4月1日から平成24年3月31日

(注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油	税	石油ガス税	Ĺ	石 油 石 炭 税	į	た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
	件		件		件		件		件
第27条第1項第1号	外1 1	第15条第1項第1号	外1 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	_
ッ 第2号	-	リ 第2号	-	ッ 第2号	-	ッ 第2号	-	リ 第2号	_
第 28 条 第 1 号	-			第 29 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	_
# 第 2 号	-			リ 第 2 号	-	# 第 2 号	-	# 第 2 号	-
# 第 3 号	-			# 第 3 号	-	# 第 3 号	-	# 第 3 号	-
# 第 4 号	-			# 第 4 号	-	# 第 4 号	-	# 第 4 号	_
# 第 5 号	-			# 第 5 号	-	# 第 5 号	-	# 第 5 号	-
# 第 6 号	-			ッ 第 6 号	-	ッ 第 6 号	-	# 第 6 号	-
# 第 7 号	-			# 第 7 号	-				
合 計	外1 1	合 計	外1 1	合 計	-	合 計	_	合 計	_

たばこ特別税		印 紙 税	į	航空機燃料税		電源開発促進程	兑
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
	件		件		件		件
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第 13 条 第 1 項	-
リ 第2号	-	リ 第2号	-	リ 第2号	-	第 14 条 第 1 号	-
第 22 条	-	第 23 条 第 1 号	-	第 21 条 第 1 号	-	ッ 第 2 号	_
		# 第 2 号	-	ッ 第 2 号	-	# 第 3 号	-
		# 第 3 号	-	# 第 3 号	-		
		# 第 4 号	-				
		# 第 5 号	-				
		第 24 条 第 1 号	-				
		# 第 2 号	-				
		』 第 3 号	-				
合 計	_	合 計	-	合 計	-	合 計	_

調査期間:平成23年4月1日から平成24年3月31日

⁽注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

² 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。